

「古民家活用企画案」募集要領

1. 趣旨

県立民俗博物館では、大和民俗公園内に移築復原した県内各地の古民家15棟を保存し、長く後世に伝えるとともに、活用を図るため展示・公開している。

こうした古民家は、県内各地の風土を色濃く反映した構造と特性をもち、郷土に根ざした習俗、生活、伝統等について各世代が学び思いを馳せる場となり得る。また、郷土愛の醸成や次世代に郷土文化を伝承していくためには、古民家の保存・展示と併せてその特色を活かした活用を図っていくことが必要である。

ついては、古民家を活用したイベント等の実施を希望する個人や団体から、「古民家活用企画案」の提案を募集する。

2. 募集内容

古民家を活用し、自らが実施するイベント等についての提案

3. 応募できる者

古民家を活用し、イベント等を実施しようとする個人・団体（法人格の有無を問わない）

4. 提案条件

裏面のとおり

5. 実施時期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 応募方法

提案書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、下記応募先に提出すること。

7. 募集期間

令和7年10月2日（木）から令和7年12月18日（木）（必着）

8. 選考及び決定

提案のあった企画案等については、別途設置する選考委員会において選考し、採用の可否を決定する。

9. 結果通知

8による選考結果については、採用の可否に関わらず、全ての応募者に書面で通知する。

10. 応募先・問い合わせ先

〒639-1058 大和郡山市矢田町5-4-5

奈良県立民俗博物館総務学芸課総務学芸係「古民家活用企画案募集」担当

TEL 0743-53-3171 FAX 0743-53-3173

【応募者について】

- (1) 個人、団体を問わないが、団体の場合は責任の所在を明確にするため代表者を定めること。
- (2) 応募する個人もしくは代表者は、民法上の責任能力を有すること。このため、未成年者などの場合は、法定代理人（保護者、親権者）等と連名で応募すること。

【イベント等の内容について】

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 政治・宗教活動や特定の企業・商品の普及・宣伝活動でないこと。
- (3) 公園利用者は誰でも参加できるものであること。
- (4) その他、大和民俗公園設置の趣旨に反しないものであること。

なお、次のようなものは許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第7 7 号)第2 条第2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるもの。
- (3) 公園の管理上支障があるもの。

【利用方法等について】

- (1) 古民家の現状を変更せずに利用できるものであること。
- (2) 公園利用者の迷惑にならないものであること。
- (3) 古民家を汚損するおそれのないものであること。万一、汚損等した場合には、応募者が責任をもって現状復旧すること。
- (4) 1 回につき1 週間以内の期間において利用するものであること

【その他】

- (1) 企画案の採用の際に条件を附することがある。また、古民家の工事や修理等により、実施する古民家を変更することがある。
- (2) 本イベントは、奈良県との共催であり、提案書の提出をもって奈良県立都市公園条例及び同条例施行規則に規定する申請があつたものとみなす。また、(1) の通知をもって許可の判断がなされたものとする。
- (3) 飲食物の提供等、企画案の内容により必要となる、許可や届出については、応募者において対応すること。
- (4) やむを得ない事情により、イベントを実施できなくなった場合は、その理由を添えて書面により申し出ること。
- (5) 採用の決定を受けた応募者は、募集要領9 の通知の際に同送する企画書に必要事項を記入の上、イベント実施の1 ヶ月前までに民俗博物館の担当者と打ち合わせを行うこと。
また、イベント実施後は速やかに原状回復するとともに、終了後1 0 日以内に実施結果報告書（別様式）を提出すること。
- (6) イベントが支障なく実施された場合（悪天候による中止を含む）、日程調整のうえ、募集要領5 の実施期間内に同イベントを再度実施することができる。
- (7) その他、疑義が生じた場合は、応募者と民俗博物館長が協議の上、決定する。